

学長選考に関する組合要求 (同9月9日文書提出)

広島大学教職員組合
執行委員長 吉田 修

(注) 以下の「回答」とは、2013年度統一要求「29. 学長選挙はすべての在籍する教職員（契約職員を含む）に選挙権を与え、すべての教職員の投票による投票者の過半数の支持を得た者を学長候補者とする（当該過半数の支持を得た者がいない場合は、上位2名の候補者による決選投票を行なうこと）を要求します。」に対する平成26年9月4日付け大学回答を指します。

ポイント 1:

「回答」は「学長選考会議においては、(略)『大学のガバナンス改革の推進について（審議会まとめ）』（略）等を踏まえ、学長選考方法等について検討されてきました」と述べたうえで、組合からの要求について「上記の学長選考会議における見直しの観点や中央審議会大学分科会のまとめ等の内容をご理解していただきたい」としている。そして、本日の説明においても、主要には「大学のガバナンス改革の推進について」を中心に説明された。この「大学のガバナンス改革の推進について」は、もっぱら国立大学法人法に基づいて、学長選考方法についての指針を示そうとしているが、大学が学長をどのように選任するかについては、憲法23条の「学問の自由」の一部として、最高裁の判例（昭和38年5月22日大法廷判決）で示されている。

すなわち、憲法23条について、「同条が学問の自由はこれを保障すると規定したのは、一面において、広くすべての国民に対してそれらの自由を保障するとともに、他面において、大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることにかんがみて、特に大学におけるそれらの自由を保障することを趣旨としたものである。」そのうえで、「大学における学問の自由を保障するために、伝統的に大学の自治が認められている。この自治は、とくに大学の教授その他の研究者の人事に関して認められ、大学の学長、教授その他の研究者が大学の自主的判断に基づいて選任される。」と判示している。

憲法はその後改正されておらず、同23条に関する異なる最高裁判例も示されていないので、憲法23条と、同条に関する以上の解釈は、現在においても有効である。したがって、大学に関する諸法令も、憲法23条とそれを解釈して「大学の自治」の内実について示した上記最高裁判例に矛盾なく解釈されなければならない。すなわち、学長は大学の自主的判断に基づいて選任されることが求められており、法が学長の任命に関する申出について、選考会議「の選考により行うものとする」という点についても同様であり、その選考過程において、「大学の自主的判断に基づいて選任される」という点が確保されていなければ、その選考手続きは違憲無効の謗りを免れない。また、広島大学も、学問の自由の担い手たる役割と責任を自ら放棄したものと批判にさらされるであろう。

学長候補者を選出するための構成員による投票や、投票の結果を順位や得票数を含んで公開することなどは、「大学の自主的判断」を明示するうえで、不可欠の要素と言えるが、今回の選考手続きはそのいずれをも含んでおらず、学長選考委員、なかでも学内選出による委員が、上記の、大学としての役割と責任を十分に把握して行ったものとは到底考えられない。それゆえ、今回の選考手続きを決定するにあたって、学長選考会議、なかでも学内選出の同会議委員が、上記の大学の役割と責任についてどのように考え、あるいは考えずに結論に至ったかについて、ご回答いただきたい。特に学内選出委員には、このような大学の役割と責任について十分な見識を持たない可能性のある外部委員に対し、これを説明し、納得させる責任があると考えられるからである。

また、学内選出の同会議委員と組合との間の懇談会をできるだけ速やかに開催いただきたい。

ポイント 2:

「回答」は「教職員による意向投票については、教育研究評議会における学長候補適任者の推薦方法を検討する中で審議され、平成26年6月17日開催の第115回教育研究評議会において、同推薦方法の中で、従来の意向投票と同様の方法及び同様の投票有資格者による投票（第二次選考の投票）を実施することとなっております」としていますが、同日付の同評議会議事録は、「第一次及び第二次選考対象者が少数の場合には、投票を実施する必要がない」との「学長選考会議の考え方」を記録している。意向投票は学長選考会議は行わず、教育研究評議会が行うものであるにもかかわらず、学長選考会議が意向投票の実施に可否について指針を示すことは、手続き的にも異常であるが、また同時に、「大学の自主的判断」の学外からの侵害でもある。これらの点についてのご見解を伺いたい。